

編-章-節	新	旧	変更理由																																																																
1-3	<p>第1編 総則 第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>基本的人権の尊重、言論その他表現の自由の保障</u> ○<u>国民の権利利益の迅速な救済</u> ○<u>情報の伝達と共有化の確保</u> ○<u>国民保護措置実施体制の確立及び連携</u> ○<u>市民の自助・共助</u> ○<u>災害時要援護者の保護</u> ○<u>国際人道法の的確な実施の確保</u> ○<u>国民保護措置に従事する者等の安全の確保</u> ○<u>準備体制の充実</u> 	<p>第1編 総則 第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>国民保護措置実施体制の確立及び連携</u> ○<u>準備体制の充実</u> ○<u>情報の伝達と共有化の確保</u> ○<u>災害時要援護者の保護</u> ○<u>市民の自助・共助</u> ○<u>基本的人権の尊重、言論その他表現の自由の保障</u> ○<u>国民の権利利益の迅速な救済</u> ○<u>国際人道法の的確な実施の確保</u> ○<u>国民保護措置に従事する者等の安全の確保</u> 	<p>それぞれの項目を国の基本指針及び県計画の記述順序との整合</p> <p>特に本計画の根幹的な事項である基本的人権の尊重を第1番目に記述</p>																																																																
1-4-2	<p>第4章 市の概況 第2節 社会的特性 本市の人口は、平成22年9月1日現在、150,854人で地区別では豊岡地区の人口が最も多く55,762人で全体の37.0%を占め、次いで藤沢地区人口が34,379人で全体の約22.8%となっている。 また、総人口(150,854人)のうち65歳以上の高齢者は30,053人で全体の約19.9%を占めている。</p> <p style="text-align: center;"><u>地区別人口</u> (住民基本台帳及び外国人登録による)</p> <table border="1" data-bbox="311 1342 1145 1673"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>世帯数</th> <th>総人口</th> <th>65歳以上人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>60,359</td> <td>150,854</td> <td>30,053</td> </tr> <tr> <td>豊岡</td> <td>22,943</td> <td>55,762</td> <td>10,681</td> </tr> <tr> <td>東金子</td> <td>6,880</td> <td>17,393</td> <td>3,967</td> </tr> <tr> <td>金子</td> <td>3,761</td> <td>10,430</td> <td>2,011</td> </tr> <tr> <td>宮寺 二本木</td> <td>4,253</td> <td>11,221</td> <td>2,401</td> </tr> <tr> <td>藤沢</td> <td>13,845</td> <td>34,379</td> <td>6,546¹</td> </tr> <tr> <td>西武</td> <td>8,677</td> <td>21,669</td> <td>4,447</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(外国人登録数 1,603人)</p>	地区名	世帯数	総人口	65歳以上人口	総数	60,359	150,854	30,053	豊岡	22,943	55,762	10,681	東金子	6,880	17,393	3,967	金子	3,761	10,430	2,011	宮寺 二本木	4,253	11,221	2,401	藤沢	13,845	34,379	6,546 ¹	西武	8,677	21,669	4,447	<p>第4章 市の概況 第2節 社会的特性 本市の人口は、平成19年2月1日現在、150,051人で地区別では豊岡地区の人口が最も多く55,938人で全体の37%を占め、次いで藤沢地区人口が33,045人で全体の約22%となっている。 また、総人口(150,051人)のうち65歳以上の高齢者は25,185人で全体の約17%を占めている。</p> <p style="text-align: center;"><u>地区別人口</u> (住民基本台帳及び外国人登録による)</p> <table border="1" data-bbox="1376 1342 2210 1673"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>世帯数</th> <th>総人口</th> <th>65歳以上人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>57,346</td> <td>150,051</td> <td>25,185</td> </tr> <tr> <td>豊岡</td> <td>21,939</td> <td>55,938</td> <td>8,882</td> </tr> <tr> <td>東金子</td> <td>6,660</td> <td>17,657</td> <td>3,335</td> </tr> <tr> <td>金子</td> <td>3,667</td> <td>10,729</td> <td>1,763</td> </tr> <tr> <td>宮寺 二本木</td> <td>4,024</td> <td>11,114</td> <td>2,066</td> </tr> <tr> <td>藤沢</td> <td>12,909</td> <td>33,045</td> <td>5,488</td> </tr> <tr> <td>西武</td> <td>8,147</td> <td>21,568</td> <td>3,651</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(外国人登録数 1,403人)</p>	地区名	世帯数	総人口	65歳以上人口	総数	57,346	150,051	25,185	豊岡	21,939	55,938	8,882	東金子	6,660	17,657	3,335	金子	3,667	10,729	1,763	宮寺 二本木	4,024	11,114	2,066	藤沢	12,909	33,045	5,488	西武	8,147	21,568	3,651	資料を最新に更新
地区名	世帯数	総人口	65歳以上人口																																																																
総数	60,359	150,854	30,053																																																																
豊岡	22,943	55,762	10,681																																																																
東金子	6,880	17,393	3,967																																																																
金子	3,761	10,430	2,011																																																																
宮寺 二本木	4,253	11,221	2,401																																																																
藤沢	13,845	34,379	6,546 ¹																																																																
西武	8,677	21,669	4,447																																																																
地区名	世帯数	総人口	65歳以上人口																																																																
総数	57,346	150,051	25,185																																																																
豊岡	21,939	55,938	8,882																																																																
東金子	6,660	17,657	3,335																																																																
金子	3,667	10,729	1,763																																																																
宮寺 二本木	4,024	11,114	2,066																																																																
藤沢	12,909	33,045	5,488																																																																
西武	8,147	21,568	3,651																																																																

編-章-節	新	旧	変更理由
2-1	<p>第2編 平時における準備編 第1章 迅速な初動体制の確保 第1節 24時間即応体制の確立 武力攻撃事態等における警報や避難の指示が、時間的な余裕をもって国から発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合も、迅速かつ的確な措置を実施することが可能な体制を整備しておかなければならない。 <u>また、市は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の導入、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な運用により、夜間、休日等においても情報伝達等が24時間対応できる体制を整備する。</u></p> <p><u>第6節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</u> 市は収集した情報を整理し提供できるよう、以下の準備を行うほか、<u>安否情報システムの習熟に努める。</u> <u>また、市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報(所在、連絡先等)について、あらかじめ把握する。</u></p>	<p>第2編 平時における準備編 第1章 迅速な初動体制の確保 第1節 24時間即応体制の確立 武力攻撃事態等における警報や避難の指示が、時間的な余裕をもって国から発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合も、迅速かつ的確な措置を実施することが可能な体制を整備しておかなければならない。 <u>市は、夜間、休日等においても情報伝達等が24時間対応できる体制を整備する。</u></p>	<p>1 情報伝達の手段として今後整備されるJ-ALERTや市で運用されているEm-Netについて新規に記述</p> <p>2 「第6節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備」については、避難場所や医療機関などに関する基礎情報の把握や安否情報システムへの習熟など平時においても事前準備が必要なため、新設</p>
2-3-1	<p>第3章 避難の指示 第1節 モデル避難実施要領の作成 3 モデル避難実施要領の作成パターン (2)弾道ミサイル攻撃からの避難 ① 着弾前 <u>弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ近隣のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。</u> <u>攻撃を受けた時の状態に応じて以下の避難実施方法とする。</u> ア 屋外にいる場合 (以降現行どおり) ② 着弾後 <u>着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。NBC兵器を搭載した弾頭と判明した場合は以下のとおり。</u> ア 核兵器の場合 (ア)核攻撃後は放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。 ・被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに屋外に脱出しない。 (略) (イ)放射性降下物の～ (以降順次繰り下げ)</p>	<p>第3章 避難の指示 第1節 モデル避難実施要領の作成 3 モデル避難実施要領の作成パターン (2)弾道ミサイル攻撃からの避難 <u>通常弾頭によるミサイル攻撃、NBC兵器を搭載した弾頭を使用したミサイル攻撃からの避難の4パターンについて作成するものとする。避難実施要領に盛り込む内容は、以下のとおりとする。</u> ① 弾道ミサイル攻撃全般及び通常弾頭によるミサイル攻撃の場合 ア 屋外にいる場合 イ 屋内にいる場合 ウ 乗り物の中にいた場合 ②NBC兵器を搭載した弾頭を使用した攻撃の場合 ア 核兵器の場合 (ア)核爆発による熱線、衝撃波等を回避するため、基本的に建物の地下へ避難する。このため、住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。 (イ)核攻撃後も放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。 ・被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに地上に脱出しない。 (略) (ウ)放射性降下物の～ (以下略)</p>	<p>事前と事後に分け、避難の指示の内容を具体的に記述</p>

編-章-節	新	旧	変更理由
	<p>(3)ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難</p> <p>①攻撃開始前 必要に応じて事前に避難の指示を行う。</p> <p>②攻撃開始後 攻撃当初は、屋内に一時避難させ、移動の安全性が確認された場合は、関係機関と連携して、適当な避難先に移動させる。 (略)</p> <p>(4)航空攻撃からの避難</p> <p>①兆候を事前に察知できる場合 時間的に余裕がある場合は攻撃前に域外避難を行う。このため、市は「(1)着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。 なお、時間的に余裕がない場合や一部避難が終了していない場合には「②兆候を事前に察知できない場合」と同様に対処する。</p> <p>②兆候を事前に察知できない場合 対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なる。そのため、速やかに屋内への避難を行う。攻撃終了後も弾頭の種類等が判明するまで屋内避難を継続し、安全が確認された場合は、安全な地域への避難を行う。 これらは弾道ミサイル攻撃の場合と同様であり、市は「(2)弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。</p>	<p>(3)ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難 必要に応じて退避の指示を行う。攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関と連携して安全の措置を講じつつ、適当な避難地に移動等させる。 (略)</p> <p>(4)航空攻撃からの避難</p> <p>①兆候を事前に察知できる場合 着上陸侵攻と同様に大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。このため、市は「(1)着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。</p> <p>②兆候を事前に察知できない場合 対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なるのは、弾道ミサイル攻撃の場合と同様であると考えられる。 このため、市は「(2)弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。</p>	
2-10-1	<p>第10章 訓練の実施等 第1節 訓練 <u>(1)実動訓練</u></p>	<p>第10章 訓練の実施等 第1節 訓練 <u>(1)実地訓練</u></p>	<p>国・県の訓練区分の呼称と整合</p>

編-章-節	新	旧	変更理由
3-1-3	<p>第1章 実施体制の確保 第3節 関係機関との連携体制の確保 2 国・県の現地対策本部との連携 <u>市国民保護対策本部は、国・県の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣するなどして当該本部と密接な連絡を図ることとする。</u> <u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努めるものとする。</u></p>	<p>第1章 実施体制の確保 第3節 関係機関との連携体制の確保 2 国・県の現地対策本部との連携 <u>市国民保護対策本部等は、国・県の現地対策本部が設置された場合には、国・県との調整に関し、国・県の現地対策本部と一元的に行うこととする。</u></p>	<p>国の基本指針及び県計画改訂による</p> <p>《基本指針から抜粋》 (国の)現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとする。</p>
3-1-3	<p>5 現地調整所の設置 <u>市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</u> <u>但し、市が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等、現地関係機関の調整に県が最も適切に対処すると判断されるときは、知事は、市長と調整のうえ、現地調整所を設置する。この場合には、市は、必要に応じて県に職員を派遣する。</u></p>		<p>国の基本指針及び県計画改訂による</p> <p>《国の基本指針から抜粋》 市町村長または都道府県知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</p>

編-章-節	新	旧	変更理由
3-6-2	<p>第6章 情報の収集・提供 第2節 安否情報の収集・提供 (1) 避難施設等において避難住民等から収集する情報 ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所 ⑤ 国籍(日本国籍を有していない者に限る。) ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別できるものに限る。) ⑦ 居所 ⑧ 負傷又は疾病の状況 ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 ⑩ <u>照会に対する同意の有無</u></p> <p>(2) 死亡した住民に関し収集する情報 上記①～⑥に加え、 ⑦ 死亡の日時、場所及び状況 ⑧ 死体の所在 ⑨ <u>連絡先のほか、必要な情報</u> ⑩ <u>照会に対する同意の有無</u></p>	<p>第6章 情報の収集・提供 第2節 安否情報の収集・提供 (1) 避難施設等において避難住民等から収集する情報 ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所 ⑤ 国籍(日本国籍を有していない者に限る。) ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別できるものに限る。) ⑦ 居所 ⑧ 負傷又は疾病の状況 ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>(2) 死亡した住民から収集する情報 上記①～⑥に加え、 ⑦ 死亡の日時、場所及び状況 ⑧ 死体の所在</p>	安否情報収集の様式との整合
6-1	<p>第6編 緊急処理事態対処編 第1章 想定する緊急処理事態とその対処措置 1 想定する事態について (1) 多数の人が集合する施設において、<u>放射性物質、生物剤及び化学剤</u>が大量散布された事態</p>	<p>第6編 緊急処理事態対処編 第1章 想定する緊急処理事態とその対処措置 1 想定する事態について (1) 多数の人が集合する施設において、<u>毒性物質(サリン等)</u>が大量散布された事態</p>	サリン以外の放射性物質、生物剤、化学剤についてもマニュアルの策定を検討する必要があるため追加